

# 教育



東川副小学校遠足風景 (明治末年頃)

医学の進歩、衛生思想の普及によって伝染病患者も減少した。昭和三十年以降五十年までの間で赤痢患者二名、腸チフス患者一名発生していたのが、昭和五十年以降同五十七年度までの間は赤痢患者一名と激減している。

しかし、伝染病の発生は、全く予測がつかないものであり対応が迫られていたが、広域市町村圏協議会が設置され、その事業の一つとして佐賀地区伝染病隔離病舎の計画が取り上げられ、佐賀市が県立病院好生館に併設していた佐賀市伝染病棟跡地に新伝染病棟が建設された。それ迄、本町の伝染病患者の対応としては、旧佐賀市伝染病棟や富士町共立病院等に収容を依頼していた。

新病棟は敷地一、四七九平方メートル、建築面積延八六四・八七六平方メートル、工費一億二、八五四万円で昭和五十二年十一月二十三日に着工し、同五十三年三月三十一日に竣工した。同年六月一日より供用が開始されている。組合の名称は、佐賀地区伝染病隔離病舎組合、設立日は昭和五十二年十一月一日で構成市町村は次の二市一三町三村で発足し、共同処理の事務にあっている。

構成市町村 佐賀市、多久市

佐賀郡 (諸富町、川副町、東与賀町、大和町、久保田町、富士町)

神埼郡 (神埼町、三田川町、千代田町、三瀬村、東脊振村、脊振村)

小城郡 (小城町、三日月町、牛津町、芦刈町)



佐賀地区伝染病隔離病舎

## 一 近代教育のあゆみ

### (一) 幕末前後の教育

『旧佐賀藩学制沿革調』の中に「家塾寺小屋設置ノ制度」として、「郡宰里正等ノ許可ヲ受ケスシテ何人ニテモ自由ニ開設スルヲ得タリ。」とあるように、藩政時代から、明治の始めにかけては、各寺院の住職や、篤学の士が、自由に寺小屋や私塾を開いて、近郷の子弟を集めて、教育を行っていた。

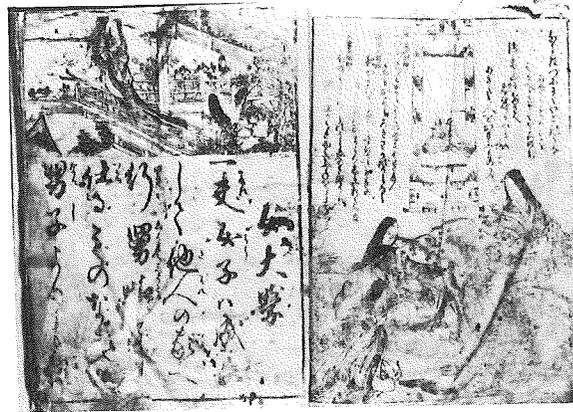
『佐賀県教育五十年史』（上編）によれば、寺小屋及び私塾では、主として読書（読み）習字（書き）珠算（そろばん）等を教え、教科書としては、『実語教童子家庭訓往来』・『商売往来』・『農業往来』などが使用され、少し進んだ者には、四書五経も教えていた。習字は、『名頭村名假名手本』等を用い、女兒のためには、『家庭訓』・『女大学』等も授けていたといわれている。

通学していた子弟の数は、はつきりしないが、各村とも約百名内外で、一カ所数名から多くて十名程度と考えられる。七・八歳から十三・四歳位までの子弟が学んでいたが、勉学の厳しさについてゆけずに、途中で退学する者も、少なくはなかったらしい。

授業時間は、各村各塾寺小屋で、多少の相違はあったが、おおむね早朝から午前中に終わるところが多く、中

旧新北村については、前記の一覧表には、記載されていないので詳らかでないが、古老の話や旧東川副の寺小屋私塾の記録から推察すれば、これに相当する寺小屋・私塾があったものと考えられる。

慈広寺寺小屋		住職
正福寺	〃	〃
東光寺	〃	〃
蓮光寺	〃	坊守 藤本ノシ
橋口津私塾		井手 猿之助
江口越	〃	中島 勢之進
大堂津	〃	藤戸 隆 磧
加与丁	〃	富永 岩 馬
太 田	〃	林 八左エ門 <small>(次男 林雅智)</small>
上 大 津	〃	林 勝 逸
下 大 津	〃	福岡 又兵衛



女 大 学

には午後まで、勉強させるところもあった。授業の方法は、指導者中心が進められていたが、上級生が、教師を補佐して、下級生をよく指導する、自学自習の方法も取り入れられていた。訓育を重視して、指導者は生徒に対して、極めて厳格に対応していたが、一面では、生徒を大へんかわいがっていたので、生徒も教師を尊敬し、師弟の情誼は、大へん濃やかなものがあつたという。

授業料は、毎月米一升(約一・五筵)宛として、盆や正月には、各生徒から幾らかの金や品物を贈り、入学の折には、若干の金を束修として納めるのが、習慣となっていた。

「佐賀郡内に於ける私塾寺小屋一覧表」には、旧東川副村内だけでなく、次の十寺小屋・七私塾が、記録に残されている。

正立寺寺小屋	住職
西覚寺	〃
法泉寺	〃
礼敬寺	〃
明円寺	〃
西蓮寺	〃



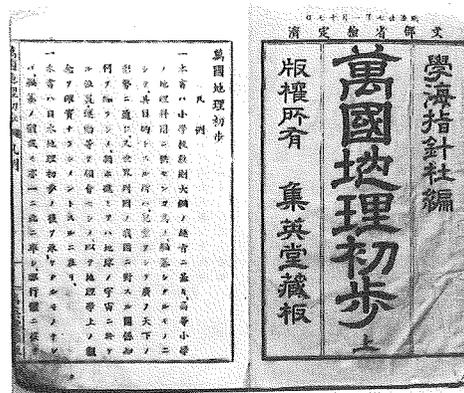
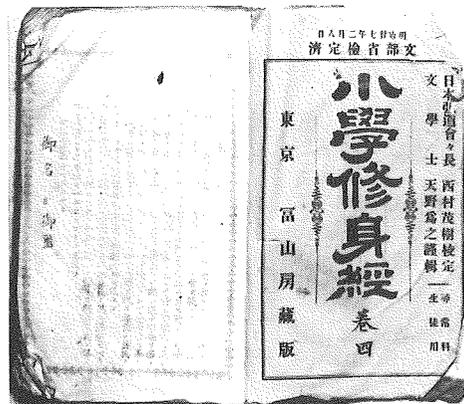
往 来 物

## (二) 初等教育の推移

### 1 概 況

明治四年に文部省が創設され、翌明治五年八月に、「邑に不学の戸なく、家に不学の人なからしめん。」との、国民皆学を基本方針とする学制が發布され、漸次学校設立の機運が高まり、明治七年六月に、大字徳富に臨江小学校、寺井に澹如小学校、福田に静定小学校が開設されて、寺小屋・私塾に通っていた児童達を收容して、小学校教育の第一歩が踏み出された。

それ以来、就学の普及による児童数の増加や学制の改廃の関係で、校舎の移転・改増築に、学校の併合など幾多の変遷を重ねてきた。



明治時代の教科書（尋常科用）

明治二十二年、日本国憲法の發布、四月には町村制が実施され、翌二十三年八月、小学校令の制定により、概ね一村一校の尋常小学校となり、高等科は、川副七カ村（北川副・東川副・新北・中川副・西川副・南川副・大詫間）の組合立で、中川副村徳富に、川副高等小学校が設立された。

向学心旺盛な子ども達は、遠路もいとわず、徒歩通学で勉学にいらした。尚、通学距離の関係で、大字大堂方面の学童の一部は、蓮池（現佐賀市蓮池町）の芙蓉高等小学校へ通っていたとも聞く。往時の小学校令には、目的として、その第一条に「小学校ハ児童身体ノ発達ニ留意シテ、道徳教育及ビ国民教育ノ基礎並ニ其ノ生活ニ必須ナル普通ノ知識・技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス」と明示され、わが国の小学校の基本的な性格が確立された。

明治維新以来、諸外国との往来・交易が頻繁になるに従い、西洋文化が急激に流れ込んで、日本人の道徳の根幹となっていた。儒教的な道徳観が崩れ、世相が混乱の様相を呈してきたので、明治天皇は、明治二十三年十月三十日に「教育ニ関スル勅語」を渙発されて、国民道徳の根本をお示しになった。

従って、小学校の教育内容も、この教育勅語の趣旨を体して改定拡充され、特に修身科の徳目は、勅語の文言に即するよう大改変が



川副高等小学校跡

加えられた。

明治二十八年各村就学状況（川副七カ村）

村名	男	女	計
北川副村	七三・七九	六四・二〇	六九・六八
東川副村	八〇・二五	四三・九三	六三・二〇
新北村	七〇・六二	五六・八七	六四・〇三
中川副村	九三・九四	六一・一〇	七七・八九
大詫間村	六八・〇〇	一四・二九	三八・九七
南川副村	八二・九一	三四・八二	六一・三四
西川副村	九〇・一一	五三・七五	七二・六一

明治二十七・八年の日清戦争後、国運進展の気運に乗じて、明治三十三年八月に勅令をもって、小学校令が改正公布されて、初等教育の制度は一段と整備され、就学義務の規定が厳密に定められた。

明治四十年三月、小学校令の一部改正によって、四年制の義務教育年限が、六年制に延長されたため、校舎の増築などがあり、大正五年三月、二十八年間の歴史を閉じて、川副高等小学校が解散となり、各村小学校に高等科を併置することになって、校名を尋常高等小学校と改め、学校規模はますますふくらんだ。また、高等科の教科目に新たに農業科を加えて、農園を設けて生徒に作物を栽培させ、女子には家庭科を加設して、調理・裁縫の

実技を實習させた。

昭和六年九月十八日、満州事変が勃発し、世相は戦時態勢へと傾きかけ、昭和十二年、日支事変へと発展しては、「国民精神総動員の運動」が企画されて、全国を通じて産業や経済面、教育や思想面等すべてが統制され、物心両面から取り締まりや監視が強化された。

この「国民精神総動員運動」に相呼応して「学校教育」の大改革が企図され、「教育審議会」の案、「国民学校に関する要綱」によって、戦時即応の教育へと大きな転換をよぎなくされた。昭和十六年四月一日より「国民学校制度実施要綱」の定めによって、国民学校へと衣更えしたのである。

国民学校令第一条に「国民学校ハ皇国ノ道ニ則リテ初等教育ヲ施シ国民ノ基礎的錬成ヲ為スヲ以テ目的トス」とあり、皇運を扶翼する皇国民の錬磨育成のため、義務教育は、初等科六年、高等科二年の八カ年と年限の延長をみた。

また、教科目も、初等科・高等科とも、国民科（修身・国語・国史・地理）、理数科（算数・理科）、体錬科（体操・武道）、芸能科（音楽・習字・図画工作・裁縫―女子・家事―女子）の四教科に、高等科は実業科（農業・工業・商業・水産）を加えて、五教科に改定された。

その年の十二月八日、太平洋戦の宣戦布告により、時の学校は、国民錬成の道場として戦争遂行の目的達成のため、教育内容や行事は言うに及ばず、教育環境一切が、戦争一色に塗りつぶされてしまった。

## 2 学区及び学務委員制度の変遷

明治五年八月、太政官布告第二一四号によって、学区制度が敷かれ、明治七年頃の佐賀郡は、第五学区第八中学区に属し、更に郡区を数部に分けて小学区として、戸長及び学区取り締まりが管理していた。

明治十二年一月に、川副全郷（七カ村）を江上学区と称し、正副学区取り締まりが専任された。その年の十一月には、江上学区を廃して、一戸長区域を一学区となして、戸長が之を管理するようになった。

明治十八年四月に、学制改正があり、佐賀郡を六学区に分ち、北川副・東川副・新北は、五番学区に属するようになった。越えて十九年四月には、又、学制一変して、一学区一校制になった。

明治二十二年四月に、町村制が実施され、更に翌二十三年、小学校令の創定となって、学区制が廃止され、小学校の経営は、各村の責任となった。

市町村長の、学校管理や教育事務処理を補佐するものとして、市町村単位に、学務委員制度が発足したのは、明治十二年の教育令によるもので、明治十八年の再改正で、一担廃止されたが、明治二十三年に、再び陽の目を見ることになった。

その委員には、小学校男教員を加えるものとされていたが、一般に、学校長をそれに当て、学識経験者として、その土地の名望・素封家の中から選ばれていた。

この学務委員制度は、その後永く続き、第二次大戦が終わって、昭和二十三年、教育委員会法が制定されるまで、存続されていた。

## 3 東川副尋常高等小学校の沿革

明治七年 臨江小学校の名で、大字徳富に創立し、寺小屋や私塾に通学していた児童を收容した。（六月）

旧蓮池藩の碩儒、鳥谷敬治が首席訓導となり、原清太郎・井手猿之助・鶴田官助等が教員となった。

明治九年 大字諸富津にあった公会堂兼浴場を改築して、校舎とし、諸富小学校と改称、同時に大字大堂に校舎を建築し、諸富小学校児童の一半を收容して、大堂小学校と名付け、栗山延光が首席訓導となった。（八月）

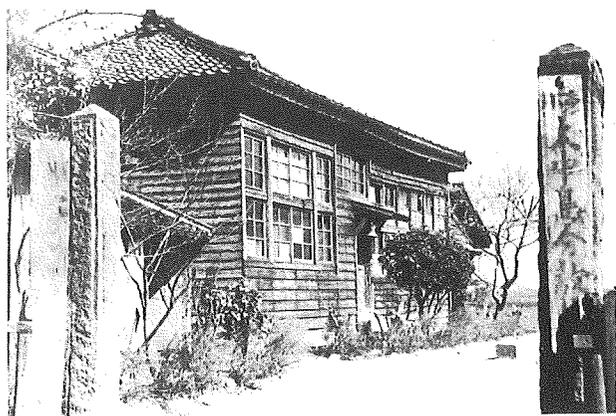
明治十五年 通学の便宜上、諸富小学校を下大津に改築移転し、尋常日躋小学校と称し、大堂小学校を大堂新村に改築移転して、尋常明倫小学校と称した。

明治二十五年 尋常日躋小学校、尋常明倫小学校の二校を合わせて、東川副尋常小学校と改称し、従来の二校舎を、そのまま教室に充てた。（五月）

（附記）大正四年十月発行の『佐賀郡誌』によれば、明治二十五年当時の郡内小学校名の中に、大中島尋常小学校が記されているが、この学校について別に記録が見出されないのが残念である。

明治四十年 小学校令改正により、義務教育年限延長のため、従来の校舎では、児童の收容が不可能になったので、村会で校舎改築が可決された。（工事予算二一、〇〇三円余）

明治四十一年 現在地に起工（三月）し、三校舎が竣工（八月）して、九月一日から全児童を收容した。



大 中 島 分 教 場  
(大正8年改築後)



担任の先生と手をつないで、  
遊戯を楽しむ、大中島分教場  
の子供たち  
(1・2年の複式学級)

昭和十六年 十月に竣工した。(総工費約二万円)  
教育令改正により、東川副国民学校と改称された。(四月)

大正 三年 大 中 島 に 分 教 場 を 設 置 し た。(四 月)  
義 務 教 育 六 カ 年 制 を 実 施 し た。  
大正 三 年 児 童 の 増 加 と 教 育 内 容 の 改 善 に 伴 い、教 室  
不 足 の た め、第 四 校 舎 を 増 築 (工 費 四、七  
〇〇 円) し た。(四 月)  
大正 五 年 川 副 高 等 小 学 校 廃 校 の た め、高 等 科 を 併 置  
し、東 川 副 尋 常 高 等 小 学 校 と 改 称 し た。(四  
月)  
大正 六 年 学 級 教 増 加 の た め、第 五 校 舎 を 増 築 (工 費  
四、八 三 五 円 余) し た。(十 一 月)  
大正 八 年 大 中 島 分 教 場 を 改 築 し た。(十 月)  
大正 十 一 年 一 教 室 増 築 し た。(七 月)  
大正 十 二 年 二 教 室 を 増 築 し た。(十 二 月)  
昭 和 八 年 御 真 影 奉 安 殿 が 竣 工 し た。(上 大 津・田 中 秀  
次 氏 が、長 男 殉 職 追 善 の た め 寄 贈 さ れ た。)  
(三 月)  
昭 和 十 年 講 堂 新 築 の 議 が 可 決 さ れ、四 月 に 起 工 し て、



わたし舟でかよう大中島の小学生



尋常日踏小学校跡

在学児童数と学級数（5年毎）

年 度	児 童 数			学級数
	男	女	計	
明治 25	224	130	354	—
30	291	200	491	—
35	301	270	571	8
40	313	302	615	8
45	492	437	929	16
大正 6	453	438	891	21
	(110)	53	163)	
11	435	440	875	23
	(131)	80	211)	
昭和 2	395	371	766	23
	(110)	88	198)	
7	353	350	703	21
	(94)	69	163)	
12	337	339	676	20
	(81)	78	159)	
20	416	375	791	21
	(84)	84	168)	

備考●明治41年より義務教育年限延長（6年制）

- （ ）内は高等科児童数
- 昭和15～19年度間の記録なし

七	遠田実	真崎小二郎	昭和五〇
六	吉岡栄次	大正一五	昭和二〇
五	大正一五	大正一四	昭和二〇
四	昭和五	昭和五	昭和二〇
三	昭和六	昭和五	昭和二〇
二	昭和六	昭和五	昭和二〇
一	昭和六	昭和五	昭和二〇

代	氏 名	在任期間	代	氏 名	在任期間
一	江口 淑	明治一四	八	末次 繁	昭和六
二	林 雅智	明治一七	九	篠木 徳平	昭和七
三	野中 彦太郎	明治三二	一〇	吉村 正一	昭和八
四	江口 淑	明治三三	一一	小柳 佐八	昭和八
		明治三四			昭和一三
		明治三四			昭和一八

東川副小学校歴代校長

- 昭和四年 個性調査、職業指導、個性教育に関する研究発表（川副部教育会囑託）（二月）
- 昭和六年 理科教育研究発表（川副部教育会囑託）（九月）
- 昭和九年 手工教育研究発表（川副部教育会囑託）（二月）
- 昭和十三年 武道教育研究発表（川副部教育会囑託）（八月）
- 昭和十二年 「国体明徴教学刷新具体的方案」の研究で、県知事より受賞。
- 昭和十三年 当校教育の基調「国家篇」及び「支那事变篇」の研究整理。
- 昭和十四年 東川副村誌前後二篇作成。
- 昭和十六年 実践教育研究発表。

#### 4 新北尋常高等小学校の沿革

明治七年 寺井津浮盃の旧社倉跡に、澹如小学校を創立し、寺井全津・石塚・為重・上下の子弟約一〇〇余名を收容し、又、福田村に借家して、静定小学校を創立し、三重・山領・野町・小杭・福田・太田の子弟約七〇余名を收容した。(六月)

明治十二年 静定小学校を、小字野町分に移し、野町小学校と改称した。(四月)

明治十八年 野町小学校は、太田村分離し、為重・石塚・上下の合併を以て、小杭分龍尾に移転した。(二月)

明治二十年 学制が再び改正され、高等尋常の二学科となり、尋常寺井小学校と改称した。(三月)

明治二十年五月二十九日付の『佐賀新聞』に次のような記事が掲載されていた。

○寺井津しらせ

小学校は、當戸長掛りに二校あり、孰れも尋常小学校にて、一を寺井小学校と云ひ、寺井津に在り、一を野町小学校と云ふ。為重村に在り、両校孰れも現在級男女生合わせて百五十名余。生徒の級数は、両校共高等四年生より以下尋常一年生迄各八級あり。教員諸氏の勉強と父兄の向学心あるとにて、夫れ相応の盛況にて日を追ひ盛大に趣くの模様なり、何には兎もあれ、校舎の盛況は、先づ／＼国家の為め賀すべし。

明治二十四年 新学令に依り、新北尋常小学校と改称し、字山領に分教場を設置して、一・二学年児童を教育した。

明治三十三年 山領分教場を廃止し、本校に合併した。(四月)

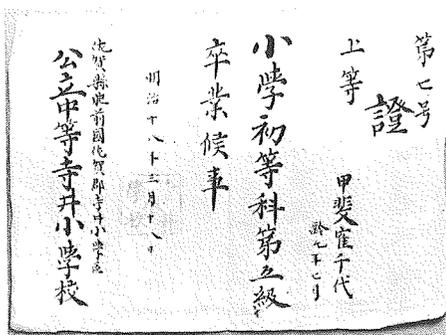
明治四十一年 義務教育年限延長のため、第五学年を置いた。(四月)

校舎増築(六月)

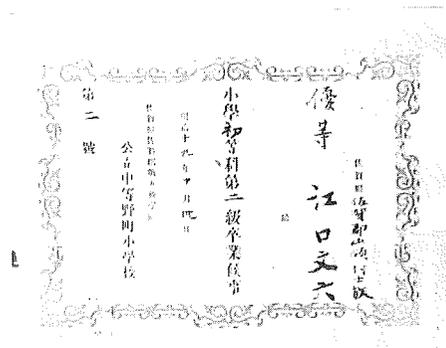
明治四十二年 学制改正のため、第六学年を置いた。(四月)

明治四十四年 一教室増築(四月)

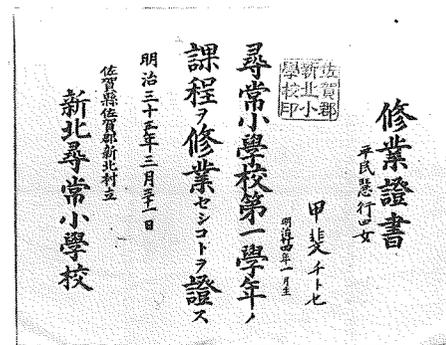
#### 初等教育の推移



明治18年の卒業証書



明治19年の卒業証書



明治33年の修業証書

大正四年十月に校舎移転について、次のような議案が、村会で議決された。

議案

本村尋常小学校ハ 村ノ一隅ニ偏在スルノミナラズ 旧校舎ノ大部分ハ改築ヲ要シ、大正五年度ヨリ 高等科ヲ併置スルニ就テハ 狭隘ヲ告グルヲ以テ 左記地所ヲ買入レ 位置変更ナサント欲ス

佐賀郡新北村大字為重字為重一

本谷五角九百二十番第一

一、田五反八畝老歩 地価二百九十四円二十九銭

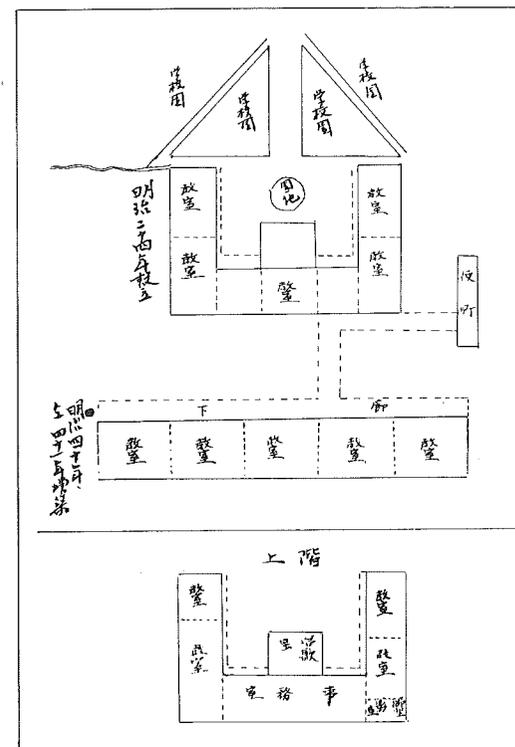
全郡全村大字全字同所 九百二十番第二

一、畑參歩 地価拾八銭

全郡全村大字全字所 九百二十一番

一、田四反六畝拾九歩 地価百九十二円九十三銭

校舎・校地・学校園・平面図 (明治の頃)



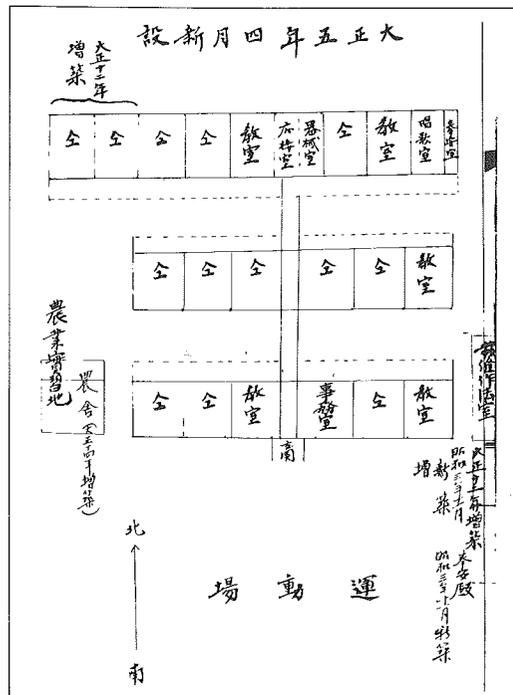
初等教育の推移

大正五年 高等科設置を機として、為重第九二〇番第一に、校舎を新築し、新北尋常高等小学校と改称した。(四月)

大正十二年 二教室と特別教室を増築した。(十二月)

大正十三年 実習田一反歩を借受けた。(四月)

校舎・校地・学校園・平面図



全郡全村大字全字同所 九百二十二番

一、田壹畝拾六歩 地価一円四十九銭

全郡全村大字全字同所 九百二十三番

一、畑壹畝七歩 地価二円十七銭

右議決ヲ乞フ

大正四年十月二十一日 新北村長 鳥巢近二郎



川副同窓会記念号

従前川副部七カ村ハ、第五番学区（北川副・東川副・新北）第六番学区（中川副・大詫間・南川副・西川副）ノ二学区ニ分レ、各学区内ノ各村ニハ、大字若クハ小字毎ニ、小学校ヲ設ケ、子弟ノ教養ニ任ジタリシガ、時勢ノ進運ハ、次第二コレ等ノ学校ヲ併合シテ、殆ド各村一校ノ有様トナリ。明治二十年、小学校ノ科程ヲ変更シテ、高等科・尋常科ニ区別セラルルヤ、各村マタ夫レノ高等・尋常ノ両科ヲ設置スルコトナレリ。サレドコレガ設備ニ要スル費金ハ、各村ノ共ニ負担ニ苦シムトコロナリシカバ、第六番学区内ニテハ、中央ノ地（西川副村字鯉江ノ西）ニ、高等科組合学校設立ノ事ヲ議シ、毎年金五百円宛ヲ徴収積立ヲナシ、建築ニ

イ 組合学校ノ起因

大正五年三月発行の『川副同窓会記念号』には、組合学校の起因と建設・開校について次のように記述されている。

5 川副高等小学校の沿革

八	中溝 作太	大正一三ノ昭和三	一五	久留間 清次	昭和二一ノ昭和二三
七	村岡 貞一郎	大正一二ノ大正一三	一四	横尾 克己	昭和一九ノ昭和二一
六	田中 秀次	大正九ノ大正一二	一三	吉武 喜久次	昭和一八ノ昭和一九

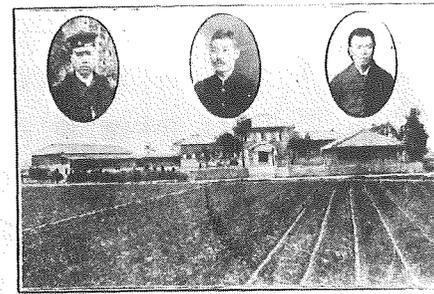
新北小学校 歴代校長

代	氏名	在任期間	代	氏名	在任期間
一	山田 繁太	明治二四ノ明治二七	九	大久保 惣一郎	昭和三ノ昭和四
二	山崎 小太郎	明治二七 <small>（七月）</small> ノ明治四三 <small>（五月）</small>	一〇	吉村 正一	昭和四ノ昭和八
三	真島 茂輔	明治四三 <small>（六月）</small> ノ大正二	一一	坂井 繁	昭和八ノ昭和一四
四	今泉 勝次	大正二ノ大正六	一二	高取 吉次	昭和一四ノ昭和一八
五	香月 清次	大正六ノ大正九	一三	吉武 喜久次	昭和一八ノ昭和一九

大正十四年 農舎一棟を増築した。（九月）  
 大正十五年 実習田二反歩を借入れた。（四月）  
 昭和三年 校門並に板塀を新築した。（二月）  
 昭和三年 奉安殿落成（当時朝鮮在住の野口文一氏寄贈に依る。）（十一月）  
 昭和十三年 二月九日払暁、学校火災により校舎の殆どを焼滅した。  
 寺院や部落青年会場を借って、分散授業をした。  
 昭和十三年 校舎を新築した。（十二月）  
 昭和十六年 教育令改正により、新北国民学校と改称した。（四月）

着手スル予定ニテ、仮ニ中川副村早津江盈進校ニ高等科生徒ヲ收容セリ。時ニ五番学区内ニテハ、各村ノ尋常小  
 学校内ニ、高等科生徒ヲ收容シテ補習教育ヲ施シタリシモ、不便ノ点少カラザリキ。然ルニ明治二十二年一月、  
 当時ノ佐賀郡長武富時敏、郡書記東養志雄（学事主任）ハ、学事ノ進歩、経費ノ節約、維持法ノ便利等ニヨリ、  
 五番学区・六番学区ノ組合高等設置ノ必要ヲ認め、両学区議員ヲ召集シ、組合高等設置ノ協議案ヲ提出シ、極力  
 コレガ賛成ヲ求メシ結果、愈々北川副村外六カ村組合川副高等小学校設立ノ議案ヲ決定セリ。

ロ、組合学校ノ建設及ビ開校  
 組合決議ノ翌日、直チニ校舍建築費金一千八百円ヲ組合各村ニテ負担徴収スルコトヲ議決シタリシガ、位置ノ  
 選定上ニ於テ、両学区議員ノ間ニ意見ヲ異ニシ、各々自説ヲ主張シ議容



川副高等小学校と歴代校長

易ニ纏マルベクモ見エザリシカド、終ニ約川副ノ中央部ナル現校舍位置  
 ト定メ、道路ヲ修繕シテ不便ヲ補フコトトセリ。全年三月工事請負ヲ早  
 津江三島友吉ニ命シ、地所（字二本松一ノ角）五反一畝二十八歩ヲ購入  
 シテ、工事ニ着手ス。諸富津戸長、柴田近一、早津江津戸長、櫛山叙臣、  
 工事監督ヲ命セラレ、各村戸長並ニ建築委員一名ズツ、工事ヲ監督スル  
 コトトセリ。越エテ五月三十一日、上棟式ヲ行ヒ、六月二日開校式ヲ挙  
 行セリ。当日入学生三百十名ニシテ、愈々授業ヲ開始セシハ、六月十二  
 日ナリ。

開校後は、児童数の増加に伴い、教室狭隘を来たし、明治二十四年八月・全二十八年十一月・全三十一年八月・  
 全三十三年六月・全三十九年四月の五回にわたり、校舎の増築が行われ、校門や学校園を設置し、運動場の施設  
 を増やして、学校規模は益々大きくなった。

明治四十三年四月から、修業年限一カ年の川副農業学校を附設し、高等科卒業生を入学させた。翌四十四年四  
 月からは、尋常科卒業生を入学させ、二カ年の修業年限にしたが、本校高等科児童の農業授業時間数が、毎週六  
 時間を課することとなったため、大正二年三月で、附設の農業学校を廃止した。

なお、本校の分離廃校については、前記の同窓会記念号に、次のように述べられている。

○組合ノ分離

一 本校ハ開設ノ際ヨリ、北川副外  
 六カ村ノ組合ナリシニ、明治三十  
 四年十二月、大詫村ニテハ、二カ  
 年ノ高等科ヲ併置スルコトニ決セ  
 シタメ、全三十五年四月ヨリ分離  
 スルコトナリ、（但シ校舍ノ一部  
 並ニ敷地ニ対シテハ、後日分離ノ  
 時ニ、権利ヲ保留ス）従ツテ其後  
 ハ六カ村組合トナレリ。

修業證書

平民巷行五男  
 甲斐文大寶  
 明治三十五年五月生

高等小學校第一學年  
 課程ヲ修業セシコトヲ證ス

明治三十二年三月三十一日

川副高等小學校

川副高等小學校修業證書



解散時の職員



た。  
 大正七年十月から、実業教育の振興を期するため、普通科の外に農業科を特設して、農業補習学校と改められた。  
 大正三年十月から、これが統一を計るために、部落出張を取り止めて、生徒を小学校へ召集して、学年別の授業を行うことにした。大正七年九月に至るまで、満四カ年経過した。  
 普通学科の補習教育を実施した。これが「夜学校」の始まりで、大正三年九月まで約五カ年程続いた。  
 大正三年十月から、これが統一を計るために、部落出張を取り止めて、生徒を小学校へ召集して、学年別の授業を行うことにした。大正七年九月に至るまで、満四カ年経過した。

(三) 青年教育の変遷

1 夜学校から補習学校時代へ

小学校の基礎が定まると共に、時勢は漸次実業教育に向かって、注意が払われてきた。殊に明治二十七八年戦役の結果、戦後経営の一方針として、実業補習教育に力を致す機運が生じ、明治三十二年には実業学校令が發布された。

佐賀郡では、之に基いてその設置を奨励したため、明治三十五年には、郡内に十校の設置を見たが、その中に新北農業補習学校の名も記載されている。

東川副村での青年教育の創始は、明治四十二年で、毎年六カ月を期して、各部落に職員（当時の小学校教員）が出張し、昼間は各自の職務に多忙な青年達を、夜間に、部落の各青年会場（現在の部落公民分館）に集めて、普通学科の補習教育を実施した。これが「夜学校」の始まりで、大正三年九月まで約五カ年程続いた。

大正三年十月から、これが統一を計るために、部落出張を取り止めて、生徒を小学校へ召集して、学年別の授業を行うことにした。大正七年九月に至るまで、満四カ年経過した。

大正七年十月から、実業教育の振興を期するため、普通科の外に農業科を特設して、農業補習学校と改められた。

合歌 鶴伊 藤川 両先生  
 作曲 松田 芳 両先生

～調 4/4 拍子 解散記念唱歌

5 .	1. 5̣ 5̣ 1	2. 3̣ 2 <sup>Y</sup> 2	1. 2̣ 3̣ 6̣	5—0.	
(1)	ア	ラヤギケ	ブルカ	ハ—ソエ	
	5	5. 2̣ 2̣ 3̣	1. 1̣ 6̣ <sup>Y</sup> 6̣	5. 5̣ 2̣ 3̣	1—0.
	ヒ	ロノノモ	ナーカム	ラ—スギ	ノ
	2	2. 2̣ 2̣ 2̣	5. 5̣ 2 <sup>Y</sup> 3̣	1. 1̣ 1̣ 6̣	5—0.
	コ	ノマニソ	ビユルマ	ナ—ビヤ	ハ
	6	5. 5̣ 1̣ 2̣	3. 3̣ 1 <sup>Y</sup> 6̣	5. 5̣ 2̣ 3̣	1—0.
	ハ	ルノカス	ミーニカ	ク—ルナ	リ

(2) よし学び舎はかくるごも	二十八年いやたかく
つみし功は千代八千代	後の世かけて朽ちざらむ
(3) 今は一つの色なれど	我が教へ子よ業成りて
秋の千草のとりごりに	奇しき匂ひを競へかし

大正5年3月、川副高等小学校解散当時の、教職員・在校生・卒業生たちの感慨無量な心情が伺われ、作詞・作曲された先生方の、教え子達の健やかな成長を祈念した教育愛が溢れている。

計	農 業	算 術	国 語	修 身	教 科	
					程 度	時 数
一 二	本村ニ適切ナル 農事ノ大要及経 済法	珠算 加減乗除 小数、歩合算 四則、分数、 筆算	普通文講読及綴 方、書方	人倫道德ノ要旨	第一学年	一
					第二学年	一
					第三学年	一
					第四学年	一

第七條 教科目ハ修身、国語、算術、農業トス  
第八條 教科ノ程度及一週教授時数左ノ如シ

第五章 教科目及程度

第四條 教授季節ヲ定ムルコト左ノ如シ  
第一期 十月一日ヨリ十二月二十日マデ  
第二期 一月十日ヨリ二月二十八日マデ  
第五條 授業ハ午后八時ヨリ全十時マデ二時間トス  
第六條 (略)

当時、東川副村議事に提案された、学則の議案の一部を掲げると、  
第十三号議案

東川副農業補習学校学則

第一章 名称位置

第一條 本校ハ東川副農業補習学校ト稱シ東川副尋常高等小学校ニ附設ス

第二章 学校ノ目的

第二條 本校ハ農業ニ要スル知識技能ヲ授クルト共ニ小学教育ノ補習ヲナシ健全ナル国民善良ナル公民タルノ素養ヲ得セシムルヲ以テ目的トス

第三章 修業年限

第三條 修業年限ハ四カ年トシ本村在住者ニシテ満二十歳迄ノ青年ヲ收容スルモノトス

但本人ノ志望ニヨリテハ滿二十歳ヲ超ヘタル者ト雖モ之ヲ收容スルコトアルベシ

第四章 教授季節及休業日

第四條 教授季節ヲ定ムルコト左ノ如シ

第一期 十月一日ヨリ十二月二十日マデ

第二期 一月十日ヨリ二月二十八日マデ

## 第六章（以下略）

次いで、職工就業生徒の増加のために、大正九年九月から、工業部を特設して、校名を実業補習学校と変更され、更に大正十年十月から商業部を加えた。

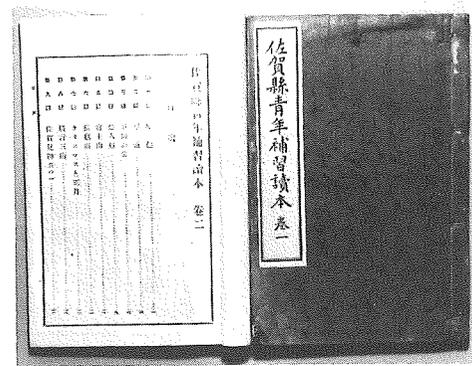
これまでは全職員が、小学校教員の兼任で教育が行われていたが、大正十一年四月から、農業専任教員が設置された。

また、今まで男子青年の補習教育のみであったのが、大正十二年四月から、女子部を新設して、女子専任教員を配置して、女子青年の教育へと手が伸ばされて、男女共に通年制となった。

### 2 青年訓練所充当時代

大正十五年七月一日、青年訓練所の新設に際し、之に充当し、学則変更によって、青年訓練所充当東川副新北実業補習学校と校名を変え、下士官級の在郷軍人や、短期現役を終えた小学校教員の中から、三〇四名を教練指導員に委嘱して、兵式教練を課して、青年を鍛錬した。

剣道が男子部の科目に加設されたのは、大正十二年で、昭和三年四月、学則変更によって、青年訓練所充当東川副新北公民学校と、校名が変えられると同時に、新たに柔道の科目が追加され、青年の心身の錬磨に、一層の拍



佐賀県青年補習讀本（大正時代）

車がかかってきた。なお、修業年限は、前期二年、後期二年、研究科四年となった。

従来、女子部の授業を除いて、男子部は全部夜間授業であったのを、時勢の進運にかんがみ、昭和七年四月から、農業科だけを昼間の授業に改正した。

### 3 青年学校時代

昭和十年六月一日学則変更があり、校名も東川副新北村立新北実業青年学校と改称され、十二年には男子専任教員を増置し、十四年からは、武道を正課（夜間一週一回）として取り入れた。十六年四月からは、本科第一学年より義務制が施行され、校内宿泊訓練や従来夜間の正課となっていた武道授業が、昼間実施に切り替えられたりして、いよいよ世相を反映した教育へと、突き進んでいった。

その頃の青年学校教育の理想目標として、次のように掲げられていた。「我が校は、勅語の御趣旨に則り、青年学校令に基き、本村の実情に即して、男女青年に対し、其心身を鍛錬し徳性を涵養すると共に、職業及實際生活に須要なる智識技能を授け、直に本村開発振興に貢献し得る、健全なる青年の教養を目標とす。」

そして、その健全なる青年の理想像を、次の表のように描かれていた。



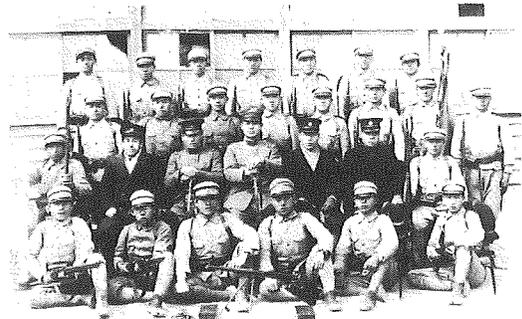
実業青年学校女子部生徒

1 青年会から青年団へ

(四) 社会教育団体の動き

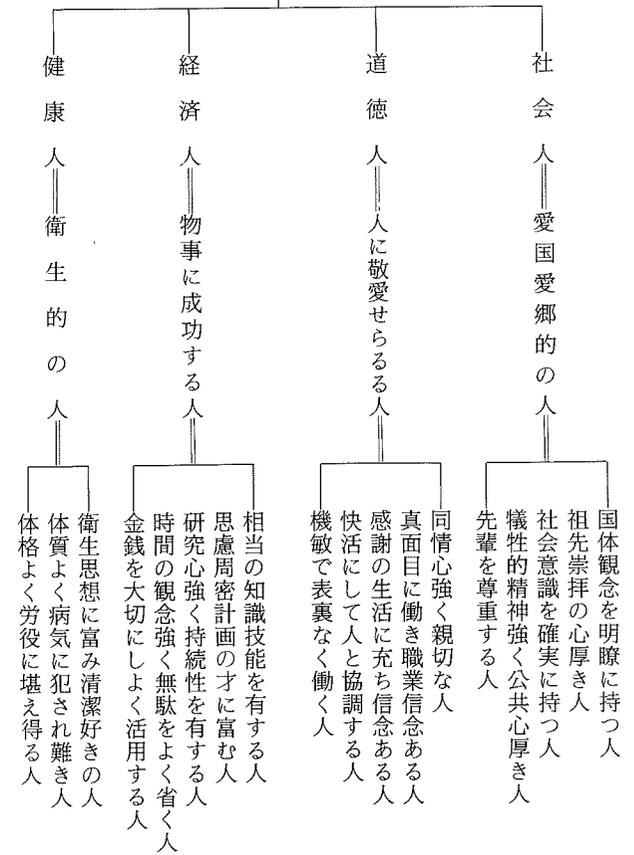
藩政時代から、各部落に若連中等の青年団体があつたが、風教上幾多の弊害あるものが少なくなつて、篤志家

ら専任の教練指導員の設置となり、女子専任教員も増員となつた。  
第二次世界大戦が終戦となるや、その筋からの指令によつて、教練科と武道が直ちに(九月)廃止となつた。翌二十一年四月には、小学校教員の兼任が全部解かれ、男女共に第一学年に、通日制が実施された。  
しかし、戦後の虚脱状態から抜けきれないためか、青年自体や世人の青年学校に対する関心が薄らぎ、出席者が少ないため、一時は昔に遷つて部落へ出張して、夜間授業を始めたが、その実績は芳しいものではなかつた。  
新学制(六三三四制)の実施によつて、昭和二十三年三月をもつて、青年学校はその歴史の幕を閉じた。



戦時中の青年学校生徒

健全なる青年



昭和十二年七月、蘆溝橋に轟いた銃火は、燎原の火の如く大陸へ燃えひろがつて、その止まるところを知らず、「八紘一宇」の旗印の下で、時の流れは時局即応の教育を求め、更に十六年十二月、対米英宣戦布告は青年学校を、戦事一色に変貌させた。

補習学校時代から小学校長の兼務で通してきた学校長も、昭和十八年四月から専任校長が任命され、十九年か

の中から改善の必要が、叫ばれるようになった。

明治三十九年一月に、各村長及び小学校校長に対して、風儀の矯正、智徳の啓発、体格の改良、公益事業の補助を目的とする、各種青年団体の創設と、従来の慣習に依る若連中等の、団体の弊害を排除して、青年団体らしい活動へ誘導するよう、通牒が出された。

その後、小学校長会や村長会に於いて、再三督励、訓示が行われ、漸次その設置を見るようになった。当町では、明治四十二年に、当時の村長や小学校長の尽力によつて、小学校卒業後の在村青年の修養・親睦の団体として、青年会が発足し、約二十年近く経った昭和二年に、青年団と改称した。

明治四十四年十二月には、青年団体として補習教育の事業を経営し、その成績優良として、東川副村青年会が、県から表彰され、大正二年三月には、佐賀郡教育表彰規程によつて、成績優良なる部落青年会として、新北村水町青年会が表彰を受けている。

団長は、発足以来歴代小学校長がこれに当たり、首席訓導を副団長に当て、庶務会計の事務は、後に青年学校に専任教員が配置されるまでは、当時の小学校の男子上席訓導が担当していた。

各部落には、支部が組織され、支部会場（青年会場）が建設されて、常時団員の集会ができ、諸会合に利用し、団の活動及団員の親睦融和が計られてきた。自宅から夜具を運んで宿泊する仲間もふえ、夜遅くまで枕を並べて語り合い、先輩達から世事万端の教育を受けていた。中には、常宿する者もあつたと言う。

昭和十年頃は、団の綱領として、次のように掲げられていた。

一 我等は大日本青年なり。肇國の皇護に則りて忠孝の精華を發揮し、同心團結以て国運の進展を期す。（國家觀）

二 我等は大日本青年なり。養正大和の精神を一貫して隣保協同厚生の実を挙げ、共励切磋道義世界の建設を期す。（世界觀）

三 我等は大日本青年なり、心身を鍛練して、進取明達力を研究創造に効し、勤勞奉仕公各自職分の遂行を期す。（日本実践生活）

この綱領を基本とし、具体的活動の指針として、

第一に、精神修養をかかへて、日本精神の發揮、敬神崇祖の精神発揚、公民的精神の涵養に力を注いでいた。

第二に、一般的方面及職業的方面の知的修養を指標にして、読書習慣の養成、研究態度の養成に務め、各種講習会出席、先進地の視察見学、青年学校の就学・出席を督励していた。

第三に、体力増進を旨とした鍛練をすすめ、武道・陸上競技・角力・登山・行軍・水泳など奨励して、壮丁検査の甲種合格率の向上を期していた。

第四に、青年生活の改善を称え、農村の勤勉質素・相互扶助の醇風美俗の発揚を期し、衣食住・社会儀礼・農村娯楽などの改善に取り組み、奉仕活動の助長による、郷土精神の発揚に力を傾けていた。

第五に、銃後の護の後を果たすべく、勤勞報国の精神を發揮して、出征軍人留守家庭や戦歿者の遺族家庭への勤勞奉仕をすすめ、出征軍人及傷病兵の慰問の実践や銃後の諸団体の訓練への積極的参加協力を呼びかけていた。かくて、青年団体活動が、各方面に向かつて、活発になるにつれ、その存在価値は大きく認められるようになった。

戦時色がいよいよ濃くなるにつれ、佐賀県連合青年団は、次のような「時局に対する実践事項」を示して、各

市町村青年団の時局即応の活動に、一層の拍車をかけた。

- 一 吾等は、日の丸報国運動を遂行せん。
- 二 吾等は、国家の方針を団の経営の中心となし、国策遂行に順応せん。
- 三 吾等は、集団勤行により、団体生活訓練をなさん。
- 四 吾等は、銃後任務の完璧を期せん。
- 五 吾等は、体位の向上に努力せん。
- 六 吾等は、青年国生活を充実し、風紀を刷新せん。
- 七 吾等は、正確かる時局の認識に努めん。

## 2 処女会から女子青年団へ

青年会発足に遅れること九年、大正六年に村内在住の処女（小学校卒業から嫁入り前迄）を以て、処女会を組織して、会員の研修・親睦を図った。

それ以来十年を経て、昭和二年四月に団則を変更して、女子青年団と改称した。又、佐賀郡女子連合青年団及び佐賀県女子連合青年団の上部組織に加入していた。

女子青年団の綱領としては、

- (一) 忠孝の本義を体し、婦徳の涵養に努めます。
- (二) 実生活に適切なる智能を研究し、勤儉質実の風を興します。

- (三) 体育を重んじ、健康の増進を期します。
  - (四) 情操を陶冶し、趣味の向上を図ります。
  - (五) 公共的精神を養い、社会の福祉に寄與します。
- と、掲げられていた。

団長は、青年団と同じく、歴代小学校長、副団長は、首席訓導を当て、庶務・会計係は、上席女教師から、これを担当していた。後に青年学校に、専任教員が配置されてからは、庶務・会計係はこれに代わった。

各部落には支部を結成して、本団の掲げる綱領を具体化し、支部活動で実践化していた。主なる実施事項として、次のように示されていた。

### 第一 精神修養として

- (1) 聖諭奉体 (2) 敬神崇祖の美風発揚 (3) 公民的訓練 (4) 郷土の醇風美俗の発揚 (5) 社交儀礼の改善 (6) 風紀の改善

### 第二 知的修養として

- (1) 青年学校入学出席督励 (2) 読書奨励・相互研究 (3) 産業知識の増進 (4) 副業の研究

### 第三 体育的修養として

- (1) 陸上競技会参加 (2) ラジオ体操参加

### 第四 経済更生として

- (1) 消費の合理化 (2) 衣食住の改善 (3) 産業展覧会への参加 (4) 貯金奨励

第五 銃後の護として

- (1) 遺家族慰問
- (2) 出征軍人歓送迎
- (3) 傷病兵慰問及び奉仕
- (4) 勤勞奉仕（特に農繁期）
- (5) 資源愛護
- (6) 団体訓練

戦局が拡大するにつれ、必然的に、銃後の女子青年としての責務が重くなり、団の活動も、戦争遂行への援助活動に変わらざるを得ないことも、無理からぬことだったと思われる。

3 主婦会から国防婦人会へ

昭和五年頃に、家庭婦人の責務の自覚と、良妻賢母への修養を目的として、各村毎に主婦会が組織され、会長には、小学校長が推され副会長（二名）は、会員の中から選ばれていた。事務担当の庶務・会計は、小学校の上席女教師や青年学校の女教師に委嘱されていた。

婦人会への会名変更は、何時頃か、はつきりしない。

会の綱領には、

- (一) 女性の本来の責務たる良妻賢母たらんことを努めます。
- (二) 家庭生活の合理化に努め、主婦たるの任務を全う致します。
- (三) 家庭教育の重要性を自覚し、子女教育の完成に努めます。
- (四) 婦人の立場より、社会生活の改善浄化を進んで致します。
- (五) 各支部会の進歩発展に努むると共に、連絡提携を密にし、以て婦人会の目的達成に努力致します。

と、定められていた。

別系統として、愛国婦人会があり、村毎にその分会組織がなされていた。分会長には、当時の村長夫人を当て、分会副長（三名）は、婦人会員の中から選り、収入員として、村役場の収入役が、事務員として、役場吏員が当てられていた。本会で企画された軍人援護の諸事業の実施が、その活動の主目的であった。

後に、銃後婦人のつとめを遂行すべく、国防婦人会の組織ができたが、別段の組織をなさずに、婦人会組織をそのまま充当して、普通諸経費は、婦人会会費より支出し、特殊費用（戦死者への香典・戦傷病者への見舞金）などは、国防婦人会の積立金より支出されていた。

なお、次のような「銃後婦人のつとめ」を掲げて、銃後の護を堅く誓い合っていた。

一 健全なる家風の作興

感謝の生活

- 1 神仏を尊びましょう。
- 2 先祖を敬い、老人をいたわりましょう。
- 3 家内中仲よくいたしましょう。
- 4 今一ざわひきしまつたくらしをいたしましょう。

二 適正なる生活の実行

- |     |                           |
|-----|---------------------------|
| 勤勞  | 1 物を大切にし、質素なくらしをいたしましょう。  |
| 分度  | 2 時間は二度とありません。大切にいたしましょう。 |
| の生活 | 3 火事・災難がないよう注意いたしましょう。    |

推譲

- 4 お互にとり近所助け合っていきましよう。
- 5 お金を残して、貯金をし、戦費にあてましよう。

三、皇国民としての子供の養育

子孫繁栄の生活

- 1 子供のからだに注意し、丈夫な子供になしましよう。
- 2 子供のしつけをしつかりやりましよう。
- 3 子供は家のあとつぎ、国のあとつぎです。大切に育てましよう。

大陸から東南アジアへと戦火が拡大されるにつれ、その時代の世相を反映して、婦人会もこのように、銃後の護りを主活動とするように、変ぼうせざるを得なかったことも、いたし方ないことであつた。

次に、東川副村主婦会の「教え歌」を、記載しておこう。

- 一つとや、人々互に手を合わせ、深き恵みを拝みましよう。(感謝)
- 二つとや、夫婦も親子も兄弟も、にっこり笑つて暮しましよう。(和楽)
- 三つとや、道は道連れ、世は情、互に助けて睦ましましよう。(共存)
- 四つとや、よなべひなべて辛棒し、身の為世の為努めましよう。(力行)
- 五つとや、一銭二銭も無駄にせず、非常の場合にそなえましよう。(儉約)
- 六つとや、無理や難儀にあうとても、踏まれし草をば思いましよう。(忍耐)
- 七つとや、何より大事な子宝を、育てて玉となしましよう。(育児)
- 八つとや、優しい女の細腕で、家のささえとなりましよう。(内助)

九つとや、コレラやチブスの悪病も、かまどの力で防ぎましよう。  
十とや、時々よりて有益な、お話し合いをばいたしましよう。

(衛生)  
(修養)

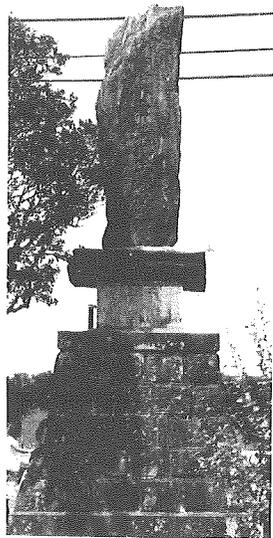
(五) 教育関係記念碑

1 真崎小二郎先生頌徳碑

明治四十三年四月、東川副尋常高等小学校校長として赴任し、大正十四年十一月迄、十五年半に亘つて、学校経営の重責を果たして、初等教育の振興充実に尽瘁された。

円満重厚な風容で、学童達に敬仰され、父兄及び一般村民の信頼も篤く、その徳望は高く、名校長として、その名は県下にきこえていた。後に推されて、東川副村長となり、村勢の発展にも寄与された。

薫陶を受けた卒業生や、直接に育英の道の指導を受けた同僚及び村民有志が相図つて、その遺徳を讀めるために、旧校舎玄関前に、この碑を建てた。後に、校舎改築のため、北面していた碑柱を、東面に換えた。



真崎小二郎先生頌徳碑

## 2 副田訓導殉職之碑

昭和十八年十月九日、佐賀市赤松国民学校児童の、修学旅行の帰途、石塚の渡場で、その渡船が転覆し、多数の学童が川に投げ出された。引辛責任者の一人、副田美代次訓導は、身を挺して幾多の教え児を助け上げ、残る数人の救助に、全力を尽したが、遂にその力もつき、学童六名と共に、筑後の濁流に、尊い生命を捧げられた。この教育愛に燃える、果敢な行動を、永く世に伝えんとし、この碑は建てられた。

碑の台石には、

嗚呼是レ故訓導副田美代次君 殉職及学童遭難ノ碑ナリ 君明治四十五年佐賀郡早津江津ニ生レ 幼ニシテ穎悟 長シテ志ヲ教育ニ立テ 学成ルヤ職ヲ上峯・東川副ニ奉シ 更ニ昭和十七年佐賀市赤松国民学校ニ転シ 到ルトコロニ令名アリ 君資性温良快活、義ニ勇ミ情ニ厚ク 責任感強ク 操守堅シ

昭和十八年十月九日 修学旅行ノ帰途 筑後川渡場

石塚ニ於テ難船スルヤ 奮起身ヲ挺シテ 幾多頻死ノ

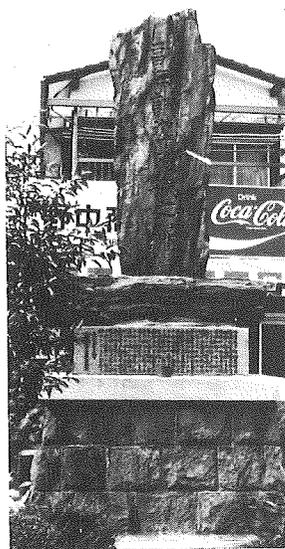
学童ヲ救ヒシガ 遂ニ力竭キテ 学童六名ト俱ニ命ヲ

殞ス 師弟ノ粹美世ヲ挙ゲテ歎稱セザルハナシ

我が佐賀県教育会ハ 佐賀市教育会及有朋会ト與ニ

胥謀リ 広ク資ヲ募リ碑ヲ建テ 遺徳ヲ千載ニ傳ヘン

トス 爾云フ



副田訓導殉職之碑

昭和十九年十月九日

従五位勲六等 千住武次郎謹撰

と、刻まれている。

## 3 野口文一君頌徳碑

野口文一氏は、明治十五年石塚部落（現在平野文祐氏の家）に生まれ、明治二十七・八年戦役で父を亡くし、貧困な家庭環境にもめげずに、若い頃兄弟二人で、三瀬村中の鶴部落で、朝三時から起きて、オコシアメガタ作りをしたり、佐賀市唐人町に帰ってきては、これ又三時から、菓子作りに精を出されていたという。

父の戦死の地錦州を尋ねるために、ロシア語の勉強に励み、遂にその検定試験に合格して、通訳をされた程の勉強家でもあった。

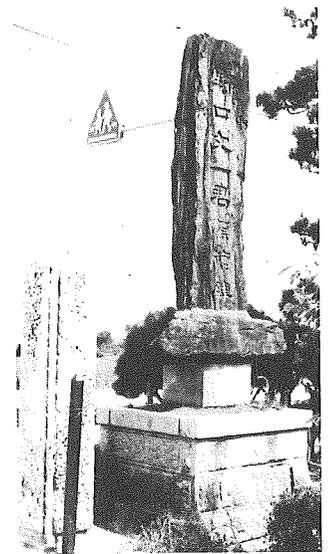
その後、当時の朝鮮の仁川で、秋田商会を設立して、船を造って撫順炭鉱の石炭の取り引きを始め、又一方、塩田の経営にも手を伸ばし、実業家として身を立てられていた。

野口氏は、郷土を愛する心篤く、旧新北村の子供達のため、学校のため、村民のために私財を投げうって尽きられている。

戦前の、四大節（新年、紀元節、天長節、明治節）の祝日には、お祝いの紅白の餅を贈って、学童を喜ばせたり、女子青年教育振興のために、裁縫室を寄贈したり、昭和三年十一月には、御真影（天皇・皇后両陛下の御写真）を安置する奉安殿を寄贈されている。

十七年十月一日に、教育委員会が設置され、地方教育行政が、一般行政から独立した。本町でも、旧東川副村・旧新北村それぞれ、公選による四人の委員と、村議会から選出された委員一人の五人で構成された教育委員会が誕生し、委員全員の合議制で、学校や社会教育機関等の設置、廃止、教科書の採択、教職員の任免、教育予算の編成など、教育事務全般を取り扱うようになった。初めの頃、教育長は委員外で、それぞれの助役が兼務していたが、やがて、佐賀郡内の教育委員長及び教育長（助役）の会合で、教育長専任のことが諮られ、審議の結果、郡内を北部、中部、南部の三地区に分け、それぞれ教育長の共同設置が決まり、各村議会の議決を経て、南部七カ村（北川副・東川副・新北・西川副・中川副・南川副・大詫間）では、中川副村早津江に共同設置の事務局を設けて、昭和二十八年四月一日から、専任の教育長が就任し、教育事務を司ることになった。七カ村の教育委員会に一人の教育長では、人事以外の一般教育事務までは、手が届きかねることが多かったので、次長制をとり入れて、公民館長等を兼務させる町村が多くなった。この新しい教育委員会の制度についても、設置単位や委員の選任方法、委員会の性格、地位等について、いろいろの批判の声が出て、論議が重ねられて、昭和三十一年十月一日公布された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」によって、大幅な改革がなされた。これまでの委員の公選制が廃止され、各自治体の長が、議会の承認を得て委員を任命し、委員以外からの任命であった教育長は、委員の互選によって、委員の中から選び、県教育委員会の承認を経て、教育委員会が任命することになった。

この野口氏の、郷土を愛し、教育振興に寄与された、数々の御篤行を偲び、永くその御遺徳を讃えんと、昭和十六年五月に旧新北村で、小学校校門の側に、この頌徳碑を建立した。なお、氏は昭和七年に五十一歳で亡くなられ、その霊は、諸富津の正立寺から、静かに諸富町の行末を見守っていられることだろう。



野口文一君頌徳碑

## 二 現代教育の進展

### (一) 教育行政機構の変革

#### 1 教育委員会

終戦後の学制改革により、公正な民意を反映した教育行政が行われるようになった。昭和二十三年七月に、教育委員会法が公布されて、都道府県が昭和二十三年十一月一日に、市が同二十五年十二月一日に、町村では同二